

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった電気最終保障供給約款以外の供給条件（令和6年4月1日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

別表2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 厘 0.098	円 銭 厘 0.009